

市税等改正のお知らせ

昭和五十六年三月三十一日、地方税法の一部が改正されたことに伴い昭和五十六年度の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の一部がそれぞれつぎのように改正されました。

○市県民税（個人）

(1) 所得控除

控除の区分	改正	現行
老人配偶者控除	二十三万円	二十二万円

(2) 所得割非課税の範囲

五十六年度分の市県民税に限り所得金額が、つぎに定める金額以下の者は、所得割が非課税となります。

控除対象配偶者
扶養親族数
本人
の合計数×二十七万円

(3) 均等割の非課税基準

つぎに掲げる金額以下の者は、均等割が非課税となります。

区分	改正	現行
均等割非課税基準額	十八万円	十七万円

○法人の市民税

(1) 法人税割の税率

法人市民税の税率が〇・二％引き上げられつぎのように改正されました。

区分	改正	現行
税率	百分の十三・一	百分の十二・九

ただし、八月一日以後に終了する事業年度分の法人から適用する。

(2) 均等割の税率適用の区分

改正	現行
資本の金額または、出資金額に加える資本積立金額	資本の金額または、出資金額

○固定資産税

昭和五十五年一月二日以降の新築住宅に係る固定資産税の減額つぎの要件に該当する新築住宅は税額から二分の一に相当する額が減額されます。（三年間）

改正	現行
積面積 四十平方メートル（戸建以外の貸家住宅にあつては三十平方メートル）以上百六十五平方メートル以下（百平方メートル分）	百平方メートル以下

○軽自動車税

軽自動車税の月割課税制度が、廃止になりました。

○国民健康保険税

区分	改正	現行
課税限度額	二十六万円	二十四万円

税金を食べる

“ポイ捨て空きかん”

ツケは市

“空きかん公害”——ところで気軽にポイと捨てる人たちは、どんな理由からでしょうか。環境庁が行なった、環境モニタ！によるアンケート調査を見ます

と「近くにゴミ箱がなかったから」が最も多く、約四割を占めています。以下、主な“理由”はつぎのとおりです。

「自動車に乗っていて始末に困ったから」 十五％
「ゴミ箱のあるところや家にまで持って行くのが面倒だったから」 十二％
「ゴミ箱などがいっぱいだったから」 九％
「みんなが捨てていたから」 八％
「などとなっています。」
このほか「人目につかないと思つたから（四％）」などという“理由”もあります。



これらの調査結果を見ますと、どうやら“ポイ捨て”の本当の理由は「ちよつとした気の緩み」とは言えないでしょうか。よく考えれば、その是非はだれにでもよくわかることです。
その「気の緩み」が、結果的に市や地元の人たちに回収作業という“ツケ”を回すことになるのです。投げ捨てられた空きかんが、回り回って私たちの納める税金を食っている——という“悪循環”に陥らないためにも、お互い気をつけたいものですね。